

重要事項説明書(居宅介護支援版)

1 事業所の概要

事業所名称	居宅介護支援センターアズサ
介護保険指定 事業者番号	神奈川県 1474301154号
事業所所在地	川崎市高津区諏訪1-8-3
連絡先 相談担当者名	044-322-8101 管理者 田村 雄慈
事業所の通常の 事業の実施地域	高津区 中原区 宮前区 多摩区

2 事業所の職員体制

管理者 田村 雄慈

介護支援専門員 田村雄慈 平井和子 小川道雄 (常勤3名)

3 サービス提供時間 平日 09:00~17:30

サービス提供時間外及び休業日での緊急時は、下記へご連絡下さい。

24時間365日対応致します。 緊急時連絡先:080-4420-0882

4 当社の概要

名称・法人種別	(有限会社)アズサケアサービスグループ
代表者名	代表取締役 関口 里恵
本社所在地・電話	川崎市高津区諏訪1-8-3
業務の概要	・居宅介護支援 ・訪問介護 ・身障者福祉事業
設立年月日	2002年12月

5 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合には、事前の打ち合わせに基づき家族、主治医、緊急機関等に連絡します。

緊急機関等	主治医等の氏名
	連絡先
緊急連絡先	氏名
	連絡先

6 居宅介護支援費

要介護状態区分	基本料金
要介護1・2	15,668 円
要介護3・4・5	19,282 円
加算項目	加算料金
初回加算	3, 336 円
入院時情報連携加算Ⅰ	2,780 円
入院時情報連携加算Ⅱ	2,224 円
退院・退所加算Ⅰイ	5, 004 円
退院・退所加算Ⅱイ	6, 672 円
退院・退所加算Ⅱロ	6, 672 円
退院・退所加算Ⅲ	8, 340 円
小規模多機能型居宅介護連携加算	3, 336 円
緊急時連携加算	2, 224 円
ターミナルケアマネジメント加算	4, 448 円
通院時情報連携加算	556 円

※当該事業所が提供するサービスについて通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご利用者の利用負担金はありません。

但し、ご契約者の保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなった場合は、一旦左記の料金をいただく事になります。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知します。
- (6) 虐待の防止のための指針を整備しています。
- (7) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8 身体的拘束について

事業者は原則として利用者に対して身体的拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して同意を得た上で次に掲げることに留意して必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体的拘束を行った日時、理由及び様態等についての記録を行います。また事業者として、身体的拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性……直ちに身体的拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性…身体的拘束以外に、利用者または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

9 業務継続計画の策定等

- (1)感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2)感染症及び災害に係る研修を定期的(年1回以上)に行います。
- (3)感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。
- (4)定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね12月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 介護支援専門員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

11 ハラスメント防止について

事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとします。苦情の処理に当たっては苦情処理窓口を設置し、速やかに状況の把握に努め、適切な処理に当たり、利用者又は関係機関に報告します。

12 苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口ご連絡をお願いします。		
当社お客様相談コーナー	電話番号	044-322-8101
	FAX番号	044-322-8131
	相談員(責任者)	田村 雄 慈
	対応時間	9:00~17:30
○公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。		
市町村介護保険相談窓口	所在地	高津区下作延274-2
	電話番号	044-861-3255
	FAX番号	044-861-3249
	対応時間	9:00~17:00
神奈川県国民健康保険団体連合会(国保連)	所在地	横浜市西区楠町27-1
	電話番号	045-329-3400
	FAX番号	045-329-3404
	利用時間	9:00~17:00

(説明確認欄)

令和 年 月 日

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記により重要事項を交付し説明しました。

事業者 事業所名 居宅介護支援センターアズサ
説明者 ⑩

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記により交付、説明を受け同意しました。

利用者 氏名 ⑩

代理人又は立会人 氏名 ⑩